

草津川跡地公園（区間２）遊具等設置工事（設計・施工）に関する

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、草津川跡地公園（区間２）遊具等設置工事（設計・施工）（以下「本工事」という。）の工事事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するために必要な事項を定めるものとする。

2 工事の概要

(1) 工事名 草津川跡地公園（区間２）遊具等設置工事（設計・施工）

(2) 工事内容

「(別紙１) 発注者の要求事項」のとおり。

(3) 工事期間 契約締結日から令和８年３月２７日（金）まで

(4) 契約上限額

３９，１４２，４００円（消費税および地方消費税を含む。）を上限額とする。

この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を越えてはならない。提案見積金額が限度額を越えた場合は、失格とする。

3 実施形式

(1) 募集方法 公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

事業者より提出された書類およびプレゼンテーションをもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は「(別紙１) 発注者の要求事項」のとおりとする。

4 日程

項目	期日	備考
公募による募集	令和７年 ７月１８日（金） ～令和７年 ９月 ４日（木）	市ホームページに実施要領等を掲載
質問書提出期間	令和７年 ７月１８日（金） ～令和７年 ７月２５日（金） １６時４５分	
質問書回答	令和７年 ７月３１日（木）９時	市ホームページに掲載
参加意思表明書・企画提案書等の提出期限	令和７年 ９月 ４日（木） １６時４５分	
アンケート実施期間	令和７年 ９月１１日（木） ～令和７年 ９月１８日（木）	草津川跡地整備課にて①②の項目を実施 ①提案された概要図 ②自由記述欄
アンケート結果の通知	令和７年 ９月２４日（水）	自由記述欄の内容を通知
プレゼンテーションの実施	令和７年１０月 ３日（金）	

選定結果の通知	令和7年10月10日（金）	郵送にて通知 また、市ホームページにも掲載
契約締結	令和7年 11月上旬	

※上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

5 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者でなければならない。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店または営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下この号において同じ。））または暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められること。
 - イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められること。
 - ウ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められること。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められること。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）に基づく指名停止または草津市物品等の指名停止等に関する基準（平成10年4月1日制定）に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
 - ⑤ 草津市税等を滞納していないこと（法人の場合は、監査役を除く役員の市税等を含む。）。
 - ⑥ 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき登録されている者であること。
 - ⑦ 一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業または、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」や「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠して、遊具の設計、製造、施工を行うことができる者であること。
 - ⑧ 市および指定管理者が行う補修・部材交換等のメンテナンスに敏速に対応できる者であること。
 - ⑨ 平成27年度以降に複合遊具設置工事（設計・施工）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。

- ⑩ 参加申込者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあり、平成27年度以降に複合遊具の設置経験がある2級土木施工管理技士以上または2級造園施工管理技士以上の資格を有する主任技術者を配置できる者であること。
- (2) プロポーザル参加者は、候補者決定までの間に、第1項各号に定める参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

6 質疑・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第5号）により、ファクスまたは電子メールにて提出すること。
ファクスまたは電子メールで提出後、必ず電話による受信確認を行うこと。
電話または口頭での質問は受け付けない。

(2) 提出期限

令和7年 7月25日（金） 16時45分まで（必着）

(3) 提出先

草津市役所建設部草津川跡地整備課

F A X : 0 7 7 - 5 6 1 - 2 4 8 7

E - m a i l : kusatsu-river@city.kusatsu.lg.jp

(4) 回答方法

令和7年 7月31日（木）9時に市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。

質問内容が不明瞭なものなど、内容によっては回答しない場合がある。

(5) 回答に対する再質問は受け付けない。

7 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望するものは、本実施要領、（別紙1）発注者の要求事項、特記仕様書および草津市契約規則等の各規定を理解した上で、以下に定めるところにより、参加意思表明書および企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式第1号）
- ② 一般社団法人日本公園施設業協会のSP認定企業または、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」や「遊具の安全に関する規準（最新版）」に準拠して、遊具の設計、製造、施工を行うことができる者であることを証明できる書類
※ 参加申込者と製造業者が異なる場合には、製造業者を併せて記載すること。
- ③ 工事实績調書（様式第2号）
- ④ 配置予定者調書（主任技術者）（様式第3号）
- ⑤ 企画提案書等提出届（様式第4号）
- ⑥ 企画提案書
 - ・提案目的物の概要図（完成予想図）、構造図及び配置計画図
 - ・テーマ・コンセプトを明確にした書類及びその他補足資料
- ⑦ アンケート資料（概要図、データでの提出、JPG形式、1MB以下）
- ⑧ 見積書（内訳書を含む）
- ⑨ 工事計画書
 - ・工程計画表（設計・製作 ～ 設置）
 - ・施工計画書

8 企画提案書等作成方法および提出方法

(1) 作成方法

- ① 企画提案書は、プレゼンテーションの際の使用を前提として、A 3 サイズで作成し、簡易な製本を行ったうえで提出すること。なお、文字の大きさは、原則として 11 ポイント以上とすること。
- ② 企画提案書は、「(別紙 1) 発注者の要求事項」の工事内容に掲げる各事項を踏まえて作成すること。表紙には、タイトル「草津川跡地公園（区間 2）遊具等設置工事（設計・施工）」、提出年月日、会社名を記載すること。
- ③ 見積書の作成にあたっては、次の事項に留意すること。

ア 工事にかかる見積金額を、消費税および地方消費税を含まない額で記載すること。

イ 単価・人員等積算の内訳がわかるよう作業項目ごとに詳細を記載すること。

ウ 見積日・工事名・会社名・代表者名を明記し、代表者印を押印すること。また、草津市契約規則第 23 条第 2 項の規定に基づき、企画提案書とは別に封筒に入れて、必ず代表者印で封印のうえ提出すること（封じ目すべてに押印のこと。）。

エ 以下の項目毎に費用を示すこと。

- | | |
|------------------------------------|----|
| ・複合遊具等の設計、製作 | 一式 |
| ・複合遊具等の設置 | 一式 |
| ・日陰施設等の設計、制作、設置工事 | 一式 |
| ・安全施設の設置工事（遊び場セーフティサイン、安全マット、安全柵等） | 一式 |
| ・遊具設置に伴う整地工事（安全領域確保のための整地等） | 一式 |
| ・広場の利用に関する注意看板等制作設置工事 | 一式 |

※設置は基礎を含む。

※契約上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

- ④ アンケート資料はカラーで遊具・日陰施設・安全マット等のイメージがわかるような概要図を提出すること。概要図には遊具の最大高さ・長さ・幅を記載すること。会社名及び詳細な説明等は一切記載しないこと。

概要図の提出方法等は以下の通りとする。

- ・JPG 形式で提出のこと。
- ・データ容量は 1 MB 以下にすること。

なお、アンケートは草津川跡地整備課にて近隣小学校を対象に実施する。

- (2) 提出期限 令和 7 年 9 月 4 日（木）16 時 45 分まで

(3) 提出先

草津市役所総務部契約検査課（市役所 7 階）

提出時、契約検査課窓口で、「公募型プロポーザルであること」「工事名」「事業者名」を伝えてください。

(4) 提出方法

直接持参すること。電子メールでの提出は認めない。

(5) 提出書類の取り扱い

提出された書類は返却しない。

提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合に、追加資料を求めることがある。

提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルにかかる審査以外には利用しない。

企画提案書の提出は、1 者につき 1 案のみとする。

(6) 提出部数

企画提案書は、正本1部及び副本7部を提出すること。

その他書類は、各1部提出すること。

なお、企画提案書およびアンケート資料は電子データも提出すること。詳細は以下の通りとする。

企画提案書

- ・DVDまたはCD

- ・PDF形式

アンケート資料

- ・CD

- ・JPG形式

- ・データ容量は1MB以下

9 プレゼンテーション審査

提出された企画提案書類を基に、市職員等で構成する草津川跡地公園（区間2）遊具等設置工事（設計・施工）プロポーザル審査委員会（以下「選定委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。また、プレゼンテーションの中でアンケートによる自由記述欄の内容に対しての提案も可能とする。

(1) 開催日

令和7年10月3日（金）

当日の詳細な日程等は、参加事業者事前に電子メールで通知する。プロポーザルへの参加事業者数等により、日程等を変更する可能性がある。

(2) 開催場所 草津市役所5階502会議室

(3) プレゼンテーションおよび質疑応答の所要時間

20分以内（準備時間を除く）で提案内容の説明を行うこと。その後、10分程度の質疑応答を行う。ただし、参加事業者の数により時間を変更することがある。

(4) プレゼンテーションの会場への入室は5名以内とする。

(5) 使用備品等

プレゼンテーションで使用するパソコンやプロジェクター等の機器は、各提案者が用意すること。ただし、スクリーンは審査委員会が用意するので、使用する場合は事前に連絡すること。

(6) その他

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書とするが、アンケートの自由記述欄の提案に資料を活用する場合は追加資料を認める。その他の追加提案や追加資料の配布は認めないがパワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

10 工事受注候補者の選定

選定委員会において、下記の事項に基づき、候補者の選定を行う。

(1) 選定手順

- ① 選定委員会における審査で、最も高い評価を受けた事業者を工事受注候補者とし、第2位を次点候補者に、第3位を第3候補者とする。
- ② 評価点が同点の場合は、企画提案内容の評価が高い事業者を選定する。
- ③ 提案者が1者のみの場合、あらかじめ設定した最低基準点以上であれば工事受注候補者とする。
- ④ 工事受注候補者として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場

合または同事業者に工事を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であったものから順に、本工事についての交渉を行う。

(2) 評価基準

提案者が作成し提出した企画提案書等について、「(別紙2) プロポーザル評価基準」に基づき評価を行い、工事受注候補者を選定する。

審査委員会での審査において、評価基準の評価点が6割未満の候補者は、工事受注候補者(優先交渉者)として選定しないものとする。なお、候補者が1者の場合においては、見積価格を除いた評価点で判断するものとする。

(3) 審査結果

審査結果については、令和7年10月10日(金)に、全ての参加事業者にも文書で通知するとともに、草津市ホームページに掲載する。なお、審査結果等に関する異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 企画提案の失格

以下の条件に該当する場合は、選定委員会へ報告のうえ、失格とする。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 実施要領等で示された、提出方法、提出場所、提出期限、書類作成および記載上の留意事項等の条件に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 見積書の提出について、代表者印が押印されていない場合および見積金額に訂正のある場合
- ⑤ 見積書の提出について、別の封筒に入れて、代表者印で封印されていない場合(封じ目すべてに押印が必要)
- ⑥ 見積書の提出について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為があった場合
- ⑦ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑧ プレゼンテーション審査において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑨ 「2 工事の概要(4) 契約上限額」に記載する額を超過した見積書を提出した場合

1.1 契約の締結等

- (1) 本工事の契約は、草津市契約規則によるものとする。
- (2) 草津市は、工事受注候補者と仕様および価格等の細目について協議するものとし、本工事の目的達成のために必要な範囲内で、項目を追加、変更および削除する場合がある。また、これにより、契約上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。
- (3) (2)による協議成立後、草津市と工事受注者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、契約上限額の範囲内で、随意契約を締結するものとする。
- (4) (2)(3)の規定に関わらず、当初提案の内容について変更の必要がないと認めるときは、再度の見積徴取は行わず、当初の見積書をもって、随意契約を締結する。
- (5) 入札保証金 免除。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (6) 前払金 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- (7) 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- (8) 契約保証金

契約金額が200万円以上の場合には、契約金額の10%以上を納付すること。

ただし、契約金額の10%以上に相当する保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、契約金額の10%以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結もしくは債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.2 その他

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費については、全て参加事業者の負担とする。やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を草津市に請求することはできない。

(2) 辞退の表明

参加表明書の提出後または企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課あてに提出すること。辞退により、不利益な扱いを受けることはない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、工事受注者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、草津市は、工事受注者にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(4) 本プロポーザルの実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 情報公開および提供

草津市は企画提案者から提出された企画提案書等について、草津市情報公開条例（平成16年条例第21号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、事業を営むうえで、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの工事受注候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については、決定後の開示とする。

(6) 現地視察が必要な場合は、来園者の妨げにならない範囲で自由に行うことができる。

(7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

1.3 問合せ先

草津市建設部草津川跡地整備課（担当：古谷、小西）

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL：077-561-6867

FAX：077-561-2487

E-mail：kusatsu-river@city.kusatsu.lg.jp